

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：一般旅客定期航路事業の運送約款の設定（変更）認可申請
- ② 手続根拠：海上運送法第9条第1項  
海上運送法施行規則第5条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業者
- ④ 提出時期：設定の場合は、運航開始予定日の1ヶ月前。変更の場合は、変更予定期日の1ヶ月前。
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(3)に係る事項を記載した運送約款設定認可（変更認可）申請書を所轄する地方運輸局等へ提出
  - (1)住所及び氏名
  - (2)認可を申請しようとする運送約款（変更認可申請の場合は、新旧の運送約款（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - (3)変更認可申請の場合は、次に掲げる事項
    - イ 変更の予定期日
    - ロ 変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

### 3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による